

## ご挨拶

公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター

理事長 東崎 幸男



平素は、公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターの事業運営に多大なご支援ご指導をいただき心より厚く御礼申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に、さまざまな社会活動が自粛されましたが、現在は、(感染者数の増加が懸念される都心等は別として)活動の活性化と感染拡大の防止の両立が求められています。眼に見えないウイルスを相手に、十分な検討・対策を行った上で実施したとしても、確証は見えない中で、人と接する職業にありながら、密にならないように接客するという、矛盾と折り合いをつけていく難しい舵取りを日々続けていくためには、繰り返し申し上げてまいりましたが、地道な対策と、生衛業が必要不可欠な業種であるという自負ではないかと思っている次第であります。

けれども、コロナ禍のこれまでに経験したことのない状況下で生衛業に携わる皆様が、種々にご苦労され、また、さまざまな取組みをされているにも関わらず、コロナ感染症が、猛威をふるい初めて1年半が経過した今現在も、厳しい状況は続いております。

されど、それと並行して、コロナワクチンの接種は少しずつ、確実に進んでおり、接種率も上がってきております。デルタ株の影響等、心配なことはあるにせよ、その先の景色を信じて、今までの辛抱を思えばこそ、もうしばらくの忍耐をお願いしたい所存であります。

当指導センターにおきましても、この様なコロナ禍だからこそその役割、広い意味での「自助・共助・公助」の取組みを心がけていきたいと思っております。

なお、11月8日には、第26回高知県生衛業推進大会が予定されております。生衛業界の発展に、個店の充実にも、より努められた方々を心から称えたいものであります。

今はただ、一日も早く、希望対象者へのワクチン接種が完了し、感染拡大の収束と元の普通の生活が戻ることを祈念して、挨拶の言葉とさせていただきます。



## 令和3年度事業計画

1. 生衛業者からの相談対応・指導事業……生衛業者に対する経営・融資・衛生・労務等の相談指導
2. 消費者からの相談対応・指導事業……消費者からのご意見・ご相談への対応
3. 標準営業約款登録事業……理容店・美容店・クリーニング店への標準営業約款制度の普及
4. 研修会等開催事業……経営特別相談員研修会、クリーニング師研修会等の開催
5. 生衛業情報化整備事業……機関紙「生衛土佐」の発行と各種調査事業
6. 生衛業振興事業……健康福祉対策推進、後継者育成支援、生衛組合振興
7. 分野調整等指導事業……分野調整法に基づく調整活動の実施
8. 企画・運営に関する事業……理事会・評議員会の開催による組織の適正運営

## 就任のご挨拶

高知県健康政策部  
部長 家保 英隆



平素から生活衛生同業組合の皆様方には、生活衛生行政をはじめ、県行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月1日付けで、健康政策部長に就任いたしました。平成8年度、9年度と2年間、薬務衛生課長として、生活衛生同業組合の皆様方には、大変お世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

生活衛生業界を取り巻く状況は、20年前以上に、後継者の確保、顧客数の減少、消費者ニーズの変化などにより厳しいものとなっており、加えて新型コロナウイルスの影響による外食機会の減少やイベントの縮小など社会的情勢の悪化により、一層深刻な局面を迎えております。

こうした状況の中にあって、生活衛生業界の皆様が、公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターと連携し、新型コロナ対策など衛生管理を継続しつつ、新商品、新サービスの開発や新たな販売方法の開拓などに取り組み、業界の振興にとどまらず公衆衛生の向上・増進に貢献されていることに対し、深く敬意を表します。

さて、県では今年度、コロナ禍を契機とした社会・経済構造への変化への対応をより重視した一歩先を見据えた対策の強化が必要なことから、「高知県産業振興計画」の戦略の方向性として、新たに「ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応」を追加いたしました。「産業振興計画」は、行政だけで実現できるものではなく、官民協働による取組によって成り立つものと考えております。引き続き生活衛生業界の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合の皆様のご今後ますますのご発展を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

## 理事会・評議員会を開催

高知県生活衛生営業指導センターでは、令和3年6月1日(火)に理事会を、同年6月22日(火)に評議員会をそれぞれ開催し、令和2年度事業報告等を原案どおり可決決定しました。

また、今年度は次の新体制で取り組んでいくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

### (公財)高知県生活衛生営業指導センター

	氏名	所属		氏名	所属
理事長	東崎 幸男	理容生衛組合理事長	評議員	入福 聖一	こうち男女共同参画社会づくり財団前専務理事
副理事長	三宮 豊辰	美容生衛組合理事長	評議員	古谷 博	県食品衛生協会会長
副理事長	木村 浩二	クリーニング生衛組合理事長	評議員	森田 健嗣	県中小企業団体中央会理事・事務局長
専務理事	大寺 啓夫	指導センター経営指導員	評議員	中川 雅人	県商工会連合会専務理事
理事	松岡 哲也	高知県薬務衛生課長	評議員	野村 純司	県食品衛生協会副会長
理事	藤本 正孝	旅館ホテル生衛組合理事長	評議員	前田 浩志	日本政策金融公庫高知支店支店長
理事	畠中 貴行	喫茶飲食生衛組合理事長	評議員	田上 武男	理容生衛組合前副理事長
理事	梶原 徹也	興行生衛組合理事長	評議員	元植 みぎわ	美容生衛組合前副理事長
理事	中越 泰雄	中華料理生衛組合理事長	評議員	宮村 耕資	旅館ホテル生衛組合副理事長
理事	三谷 勝義	食肉生衛組合理事長	評議員	中山 茂	クリーニング生衛組合前理事長
理事	堀川 重夫	社交飲食業生衛組合理事長	評議員	梅下 敬介	喫茶飲食生衛組合副理事長
監事	西森 郷子	高知県薬剤師会常務理事			
監事	岡林 広	美容生衛組合副理事長			

## 人事異動

令和三年四月一日付

### ◎高知県

(転入)

健康政策部

部長

家保 英隆

副部長(総括)

中嶋 真琴

副部長

筒井 淳三

健康政策部薬務衛生課

課長補佐

山村 展子

専門員

山崎 友哉

(退職)

部長

鎌倉 昭浩

(転出)

主幹

杓谷 甫律

令和三年三月二十五日付

### ◎日本政策金融公庫高知支店

国民生活事業

(転入)

副事業統轄兼  
融資契約課長

田中 利治

融資第一課長

中西 浩平

企業支援課長

鈴木 法隆

(転出)

福岡教育ローン  
センター所長

天崎 涉

佐賀支店

西尾 暢浩

熊本支店

榎嶋 讓二

# 令和3年度 経営特別相談員(特相員)県知事の委嘱が決定

経営特別相談員は高知県知事より委嘱され、生衛業者に対し、お店の経営、営業設備の近代化等に関する助言・相談のほか、日本政策金融公庫が取り扱う「生活衛生経営改善貸付(衛経)」に係る申請書の審査及び当該経営に対する相談指導等を行っています。



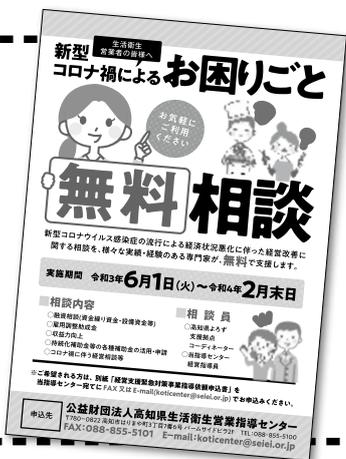
■今年度の特相員(29名)は次のとおりとなっていますので、お気軽にご相談ください。

組合名	電話番号	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)
理容組合	☎088(875)6709	野村 新作(南国市)	安藝 立志(香南市)	田上 武男(高知市)	時久 恵一(高知市)
		松岡 美保(高知市)			
美容組合	☎088(873)6954	吉川 良子(安芸市)	寺山 静(高知市)	高木 義夫(高知市)	田口 留美子(須崎市)
		安田 尚子(四万十市)			
旅館ホテル組合	☎088(823)5941	籠尾 信之(奈半利町)	川田 梓(高知市)	古谷 博(高知市)	谷脇 匡晃(高知市)
		田村 卓実(土佐清水市)			
社交飲食業組合	☎088(822)8640	岡村 恵美子(高知市)	山下 高志(高知市)	秋森 清郎(四万十市)	山下 大志(四万十市)
クリーニング組合	☎088(831)1327	門田 忠大(高知市)	井上 豪紀(高知市)	田中 輝(宿毛市)	
興行組合	☎088(826)7267	岡本 賀行(高知市)			
喫茶飲食組合	☎088(883)7125	小野山 眞弥(高知市)	岩崎 一步(高知市)	門脇 大祐(高知市)	
中華料理組合	☎088(823)2281	松岡 久壽(高知市)	中越 景之(高知市)		
食肉組合	☎088(884)5477	横田 郁夫(高知市)			

## 経営支援スタッフ (専門家)による 「個別無料相談窓口」 を開設中!

(令和4年2月末日まで)

当センターでは、今年度「生衛業経営緊急対策事業」として、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に深刻な影響を受けている県内の生衛業者を対象に、生衛業者様からの経済状況悪化に伴った経営改善に関する相談等をワンストップで対応できる「個別無料相談窓口」を開設しています。相談内容に応じて、様々な実績・経験のある専門家が無料で支援します。



## 消費者懇談会・税務講習会 開催のお知らせ

消費者懇談会は、生衛業者と消費者との意見交換を行うなかで、消費者のみなさんに生衛業者を理解していただくとともに、生衛業者には消費者の立場にたった店舗運営の参考となる会です。

本年度は、県内2つの保健所管内において開催いたします。

日時:令和3年11月29日(月)  
場所:高知県中央東福祉保健所

日時:令和4年 1月31日(月)  
場所:高知市保健所

## 令和3年度 クリーニング師研修及び 業務従事者講習開催の お知らせ

- 日 時：令和4年1月30日(日) 午後1時から午後5時まで
- 場 所：高知共済会館
- 受講料：クリーニング師研修 5,000円  
業務従事者講習(通信教育型) 4,500円

クリーニング業法の規定により、営業者は3年に1回、クリーニング師には研修を、業務従事者には講習を受講させることがそれぞれ義務付けられています。該当される方は必ず受講されるようお願いいたします。



遠隔地の方や、当日の集合研修に参加できない方を対象に通信教育による研修も実施します。  
なお、受講対象者であっても案内書が届かない方や、ご不明な点については、下記までお問合せください。

問い合わせ先  
(公財)高知県生活衛生営業指導センター  
☎(088)855-5100



## 標準営業約款登録の お知らせ

Sマークとは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。

### ☆ メリットは

- 安心、安全を求める消費者ニーズに応えることができます。
- 日本公庫の生活衛生融資が有利な条件で利用できます。
- Sマークを各種のPRに活用できます。

### ☆ 標準営業約款の対象のお店は

- 理容店、美容店、クリーニング店です

### ☆ 登録手続きは毎年2月と8月です。

連絡先：(公財)高知県生活衛生営業指導センター  
☎(088)855-5100

または、理容、美容、クリーニングの各生衛組合まで

## 生活衛生同業組合の組織強化のため 組合への加入を呼びかけよう

毎年11月は  
「生活衛生同業組合  
活動推進月間」です。



生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に基づく営業者の自主的な活動団体で、県内には9つの組合が以下のような事業等を行っています。

組合員に対する  
衛生施設の  
維持改善・経営の  
健全化に対する  
指導

営業施設の  
整備改善や  
経営の健全化  
のための  
資金の斡旋

組合員の営業に  
関する技能の  
改善向上の  
ための事業

組合員の  
福利厚生に  
関する事業

組合員の共済に  
関する事業

### 組合加入の メリット

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。  
組合では、組合事務所や保健所等で、情報の交換・研修会・融資の相談をはじめ各種の行事(事業)を行っています。特に、組合員であれば、日本政策金融公庫の生活衛生関係融資が一般の営業者に比べて有利な条件(●融資限度額が大きい ●貸付期間が長い ●金利が低い ●無担保・無保証人の融資制度が利用できる ●振興事業促進支援融資制度の利用で更に0.30%の金利低減がある等)で利用できる特権があります。

# 高知県からのお知らせ

## 感染予防、感染拡大防止～高知家あんしん会食推進の店認証制度の創設～

- 新型コロナウイルスへの感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食できるよう、感染症対策に取り組む飲食店を認証する「高知家あんしん会食推進の店認証制度」を開始します
- 認証店には「高知家あんしん会食推進の店認証制度」応援金を支給します

### 1. 認証制度について

**対象事業者**  
飲食店（約 5,000 店舗）

例）・レストラン、喫茶店、料理店、居酒屋、スナックなど  
（テイクアウト型、デリバリー型店舗は除く）  
・旅館・ホテル（宴会場、食事処など飲食提供の場に限る）

#### 認証の流れ

認証の基準（※）  
（チェックリスト）に基づき、  
飲食店が感染対策を実施

対策できた飲食店から  
申請をいただき、  
現地を確認・認証

認証ステッカーを交付し、  
お店の名称、取組を公式  
ホームページで公表

#### 申請受付期間

〈既存施設〉：8月4日から12月28日まで

〈新規施設、認証後の変更申請〉：令和4年2月14日まで

### 2. 応援金について

**対象事業者**  
認証された飲食店

**支給額**  
1店舗当たり10万円（定額給付）

#### 支給スケジュール等

〈申請受付開始〉 8月4日  
〈支給開始〉 8月下旬  
〈受付終了〉 令和4年2月14日



#### ※ 認証の基準（抜粋）

- ☑ 店内入り口に消毒設備を設置し、入店時等に、手指消毒を実施するように従業員が来店者に呼びかける
- ☑ 飲食時以外はマスク着用、定期的な手洗い・手指消毒を呼びかける
- ☑ 異なるグループ間が、相互に対人距離を最低1m以上確保できるようにテーブル等を配置又はパーテーションを設置している
- ☑ 常時換気、又は30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開にするなどして十分な換気を行っている

### 8月4日に専用ウェブサイト、コールセンターが開設します！

（高知家あんしん会食推進の店認証制度運営事務局）

（問い合わせ先）

高知県健康政策部業務衛生課  
☎(088) 823-9672

# 生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

## ～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

### ○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金(注3)	
融資限度額	8,000万円(別枠)	
利率(年) (注1、2)	【6,000万円以内(注4)】当初3年間：0.36%、4年目以降：1.26% 【6,000万円超】1.26%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内(うち据置期間5年以内) 【運転資金】15年以内(うち据置期間5年以内)	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長(組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書(借入申込金額が500万円以下の場合は不要です。)

### ○生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス感染症関連)

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円(別枠)
利率(年) (注1)	当初3年間：0.31%(別枠の1,000万円以内)(注5)、4年目以降：1.21%
ご返済期間	【設備資金】10年以内(うち据置期間4年以内) 【運転資金】7年以内(うち据置期間3年以内)

(注1) 令和3年4月1日時点で適用される利率です(ご返済期間5年の場合)。

(注2) ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

(注3) 本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資(生活衛生貸付)のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

(注4) 一部の対象者については、当初3年間(6,000万円以内)の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

(注5) 当初3年間(別枠1,000万円以内)に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間(6,000万円以内)に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間(1,000万円以内)の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

【問合せ先】〒780-0834 高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア1階  
TEL. 088-822-3191

 **日本政策金融公庫**  
国民生活事業